

運行管理者資格者証の交付申請の書類と手続き

(埼玉運輸支局で行っている手続き方法です。他の運輸支局等での手続きの方は、各運輸支局等にお問い合わせください。)

1. 交付申請書類(下記書類①～⑤、⑥)に不足、不備等無いように申請してください。④については任意です。)

- ① 運行管理者資格者証交付申請書(貨物用又は旅客用 :業態別に申請書があります。)
- ② 収入印紙270円分(申請書に貼付してください。端数分を過納する場合は「過納承認」の記載と押印をお願いします。)
- ③ 申請者の氏名及び生年月日を確認出来るもの(住民票の写し(コピー不可)、又は運転免許証等の公的な機関が発行した証明の写し)
:婚姻等で氏名が変更になった場合は、単体で変更事由が確認できるもの

郵送で受け取りを希望する場合(④の添付が無い場合は窓口受け取りとして処理します。)

- ④ 返信先を記載したA4の入る封筒(角2サイズ等)+切手490円(簡易書留代含む) 又は レターパック
:折り曲げ対策としてクリアファイルを添付してもかまいません。
:封筒サイズ、重量等が簡易書留代を含めて490円を超過する場合には必要分の切手を貼付してください。
:レターパックの色によって受け取り方法が異なります。

また事故時に損害賠償の対象になりません。(郵便局ホームページ参照)

運行管理者試験の合格者(書類の不備等で、発表日から3ヶ月以内に申請が受理できなければ、合格無効となります。)

:貨物試験合格は貨物の資格者証、旅客試験合格は旅客全般の資格者証になります。

- ⑤ 試験結果通知書(本紙)(本紙を紛失した場合は、公益財団法人運行管理者試験センターにお問い合わせください。)

資格要件者で申請する場合(一定の実務経験とその他の要件による申請)

:実務経験(貨物、乗合、乗用)により資格が限定されます。貸切バスについては資格要件は廃止。

- ⑤ 運行管理に関する実務経験証明書(本紙)

:H19. 4. 1以降は補助者の要件を満たしていない場合、実務経験とみなすことができません。

補助者の要件についてご質問のある方は講習手帳をご用意の上、お問い合わせください。

- ⑥ 運行管理者等指導講習手帳の写し(氏名及び講習履歴の部分)

:実務経験期間中に基礎又は一般講習合計5回以上(内:基礎1回以上必要)、同一年度の受講は計一回にカウント。

2. お手続きに要する期間

- ① 申請を受理してから、交付までは4週間前後かかります。
:当支局の窓口にご持参になられても当日の交付はできません。
- ② 申請書類不備の場合は、受理いたしません。郵送の場合はそのまま返却となります。
- ③ (公財)運行管理者試験センターの支援サービスご利用の方は、試験センターにおたずねください。

3. 郵送先・お問い合わせ先

〒331-0077 さいたま市西区中釘2154-2

関東運輸局 埼玉運輸支局 保安担当 運行管理者資格者証 交付申請

電話 048-624-1835・・・3